

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等への支援制度を下記のとおりお知らせしますので、ご活用ください。  
 なお、経営相談の窓口は大多喜町商工会電話 0470-82-2538 へ、各種支援制度についての相談は問合せ先へお電話ください。

1. 資金繰り支援

NO	支援制度の名称	対 象 者	内 容	問合せ先
1	セーフティネット保証	<b>【4号】</b> ・売上高が前年同期比▲20%以上減少の中小企業者、個人事業者 <b>【5号】</b> ・売上高が前年同期比▲5%以上減少の中小企業者、個人事業者 <b>【危機関連保証】</b> ・売上高が前年同期比▲15%以上減少の中小企業者、個人事業者	<b>【4号】</b> ・一般枠とは別枠で借入債務の100%を保証 <b>【5号】</b> ・一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証 <b>【危機関連保証 6項】</b> ・一般枠、4号及び5号とは別枠で100%保証	千葉県信用保証協会 043-221-8111
2	民間金融機関における実質無利子・無担保融資	千葉県制度融資を活用して民間金融機関にも実質無利子・無担保・保証料減免の融資が可能（SN保証利用） 1. 個人事業主 売上高前年同月比▲5%以上減少 保証料・金利全額補助 2. 小・中規模事業者 売上高前年同月比▲5%以上減少 保証料・金利1/2補助 売上高前年同月比▲15%以上減少 保証料・金利全額補助	<b>【融資上限】</b> 3,000万円 <b>【担 保】</b> 無担保 <b>【補助期間】</b> 利子補助3年間 4年目以降は制度融資所定金利 <b>【融資期間】</b> 10年以内 据置5年 要件を満たせば既往債務の借換可能	中小企業金融相談窓口 0570-783183

NO	支援制度の名称	対 象 者	内 容	問合せ先
3	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少した方</p> <p>② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較し5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p>	<p>【資金の用途】 運転資金、設備資金</p> <p>【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内 【据置期間】 5年</p> <p>【融資限度額】 中小事業 3億円無担保金利 0.21% 利下げ限度額 1億円</p> <p>国民事業 6,000万円無担保金利 0.46% 利下げ限度額 3000万円</p> <p>当初3年間▲0.9% 4年目以降基準金利</p> <p>※特別利子補給制度併用で実質無利子化</p>	<p>日本政策金融公庫事業資金相談</p> <p>0120-154-505</p>
4	商工中金による危機対応融資	<p>① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少した方</p> <p>② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較し5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p>	<p>【資金の用途】 運転資金、設備資金</p> <p>【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内</p> <p>【据置期間】 5年以内</p> <p>【融資限度額】 3億円 無担保</p> <p>【金利】 0.21% 当初3年間▲0.9% 4年目以降基準金利</p> <p>※特別利子補給制度併用で実質無利子化</p>	<p>商工組合中央金庫相談窓口</p> <p>0120-542-711</p>
5	新型コロナウイルス対策マル経融資	<p>小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比5%以上減少している方</p>	<p>【資金の用途】 運転資金、設備資金</p> <p>【融資限度額】 別枠 1,000万円</p> <p>【金利】 経営改善利率 1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間 ▲0.9%引下げ</p> <p>※特別利子補給制度併用で実質無利子化</p>	<p>大多喜町商工会</p> <p>0470-82-2538</p>

NO	支援制度の名称	対 象 者	内 容	問合せ先
6	特別利子補給制度	上記 3、4、5 の利用者のうち以下の要件を満たす方 ① 個人事業主 要件なし ② 小規模事業者（法人事業者） 売上高▲15%減少 ③ 中小企業者（上記①②を除く）売上高▲20%減少	【利子補給】 ・期間 借入後当初 3 年間 ・補給対象上限 （日本公庫等） 中小事業 1 億円、国民事業 3,000 万円 （商工中金） 危機対応融資 1 億円	中小企業金融相談窓口 0570-783183
7	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	① 最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5% 以上減少した方 ② 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が次のいずれかと比較し 5%以上減少している方 a 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高 b 令和元年 12 月の売上高 c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額	【資金の使途】 運転資金、設備資金 【貸付期間】 設備 20 年以内、運転 15 年以内 【据置期間】 5 年以内 無担保 【融資限度額（別枠）】 6,000 万円 【金利】 0.46%当初 3 年間▲0.9% 4 年目以降基準金利 【利下げ限度額】 3,000 万円	日本政策金融公庫 事業資金相談 0120-154-505
8	新型コロナウイルス対策衛経融資	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係を営む方で最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5%以上減少している方	【資金の使途】 運転資金、設備資金 【融資限度額】 別枠 1,000 万円 【金利】 1.21%当初 3 年間▲0.9%	日本政策金融公庫 事業資金相談 0120-154-505
9	特別利子補給制度	上記 7、8 の利用者のうち以下の要件を満たす方 ④ 個人事業主 要件なし ⑤ 小規模事業者（法人事業者） 売上高▲15%減少 ⑥ 中小企業者（上記①②を除く）売上高▲20%減少	【利子補給】 ・期間 借入後当初 3 年間 ・補給対象上限 3,000 万円	中小企業金融相談窓口 0570-783183

NO	支援制度の名称	対 象 者	内 容	問合せ先
10	衛生環境激変対策特別貸付	旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方で次のいずれかにも該当する方 ① 最近 1 ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期比 10%以上減少しかつ、今後も減少が見込まれること ② 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	<b>【資金の用途】</b> 運転資金 <b>【融資限度額】</b> 別枠 1,000 万円 (旅館業は別枠 3,000 万円) <b>【金利】</b> 基準金利 1.91% (別途条件あり) <b>【貸付期間】</b> 7 年以内 (据置期間 2 年以内)	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル <b>0120-154-505</b>
11	小規模企業共済制度特例緊急経営安定貸付	最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方	<b>【貸付限度額】</b> 2,000 万円 (条件あり) <b>【貸付利率】</b> 無利子・無担保 <b>【償還期間】</b> 貸付金額 500 万円以下の場合 4 年、505 万円以上の場合 6 年 (いずれも据置期間 1 年を含む) <b>【償還方法】</b> 6 か月ごとの元金均等償還	(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室 <b>050-5541-7171</b>

## 2. 補助金・給付金

NO	支援制度の名称	対 象 者	内 容	問合せ先
1	ものづくり・商業・サービス補助金	感染症の影響を乗り越えるため、新製品・サービス・生産プロセス改善に必要な設備投資をする中小企業者等	【補助額】 上限原則 1,000 万円 【補助率】 中小 1/2 小規模 2/3	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
2	持続化補助金（通常型）	販路開拓等に取り組む小規模事業者	【補助額】 上限 50 万円 【補助率】 2/3	大多喜町商工会 0470-82-2538
3	持続化補助金（コロナ特別対応型）	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等に取り組む小規模事業者	【補助額】 上限 100 万円 【補助率】 2/3	大多喜町商工会 0470-82-2538
4	IT 導入補助金	在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する中小企業や小規模事業者	【補助額】 30～450 万円 【補助率】 1/2	一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
5	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者及び 2019 年以前から事業収入（売上）を得ており今後も事業を継続する意思がある事業者	・ 中小法人 最大 200 万円 ・ 個人事業者 最大 100 万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
6	雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、労働者に対し一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用維持を図る事業主	【助成内容】 助成率 中小企業 4/5 大企業 2/3（解雇等を行わない場合 中小企業 9/10 大企業 3/4 ・支給限度日数 4月1日から6月30日は、1年間の支給限度日数 100 日とは別に雇用調整助成金が利用可能 ・雇用保険被保険者以外の労働者に対する休業手当も対象	厚生労働省コールセンター 0120-60-3999
7	千葉県中小企業再建支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で 50%以上減少した県内に本社を有する中小企業及び個人事業主で定めた条件を満たすもの	・ 賃借している事業所なし 10 万円 ・ 1 事業所を賃借 20 万円 ・ 複数の事業所を賃借 30 万円 ・ 延長協力者には 10 万円追加	千葉県中小企業再建支援金相談センター 0570-04-4894

NO	支援制度の名称	対 象 者	内 容	問合せ先
8	感染拡大防止対策協力金	感染拡大防止対策として休業又は営業時間の短縮及び密閉、密集、密接の防止のほか有効な取り組みを行っている飲食業、旅館業等の事業者	・ 1 事業所一律 10 万円	大多喜町商工観光課 0470-82-2176
9	感染症対策雇用促進奨励金	感染症の影響により解雇又は雇用の機会を喪失した方（内定取消含む）を 5 ヶ月以上雇用している町内事業者	・ 新規雇用者一人 25 万円 一事業所 5 人以内	大多喜町商工観光課 0470-82-2176